

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月18日	
宇都宮市長 佐藤 栄一 殿	
提出者	
住 所 宇都宮市宮山田町2353番地1	
氏 名 こいしや食品株式会社	
代表取締役 小池泰史	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 028-674-7801	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	こいしや食品株式会社 本社工場
事業場の所在地	宇都宮市宮山田町2353番地1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	食品製造業
②事業の規模	240000万円
③従業員数	100人(パート含む)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・豆腐・油揚げ製造工程 廃プラ類(ポリ容器等)再生処理業者に委託して、再生破砕として再資源化 残さ(豆腐・油揚げくず等)再生処理業者に委託して、再生堆肥として再生資源化 ・排水処理工程 汚泥(有機性汚泥)再生処理業者に委託して、再生堆肥として再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項				
(管理体制図) 別紙管理体制図のとおり				
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	廃プラ	残さ	汚泥
	排 出 量	52 t	406 t	19.414t
	(これまでに実施した取組) ・ 製造工程の作業マニュアル化 ・ 改善提案の推進			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	廃プラ	残さ	汚泥
	排 出 量	45 t	350 t	18,500 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 余剰商品の発生を減らす。 ・ 包装材の簡素化 ・ ライン設備の改善			
産業廃棄物の分別に関する事項				
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 廃プラ類（ポリ容器等）廃プラ、紙類は混入しないように確実に分別、保管を実施。			
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 上記に加え、廃プラ等に残さが混入しないように分別を実施。			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	廃プラ	残さ	汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 特に実施していない。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	廃プラ	残さ	汚泥
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 現場内での自ら利用を検討する。			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	廃プラ	残さ	汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	18,000 t
	（これまでに実施した取組） 工法に応じて脱水できるものは脱水している。（汚泥）			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	廃プラ	残さ	汚泥
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	18,300 t
	（今後実施する予定の取組） 上記に加え、現場内で脱水できるものは脱水を実施する。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	廃プラ	残さ	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・ 特に実施していない。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	廃プラ	残さ	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 実施予定なし。			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	廃プラ	残さ	汚泥
	全 処 理 委 託 量	52 t	406 t	1, 414 t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	14 t	406 t	1, 414 t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	38 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・ 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。			

(第5面)

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	廃プラ	残さ	汚泥
	全 処 理 委 託 量	45 t	350 t	1,300t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	11 t	350 t	1,300 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	34 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者		所属: 本社工場	職・氏名 : 工場長
廃棄物担当		組織名: 生産本部環境保全課 組織人数: 2人	職・氏名 : 係長
役割	廃棄物処理 統括責任者	○ 廃棄物処理方針の策定 ○ 工場の廃棄物管理規定の策定・改廃 ○ 廃棄物処理に関する各類事項の決定、承認	
	廃棄物処理 担当係長	○ 廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○ 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○ 委託契約の締結 ○ 産業廃棄物及び産業廃棄物管理表の交付・管理 ○ 監督官庁への各種報告 ○ 社員に対する教育・啓発 ○ その他関係する事項	

廃棄物管理組織

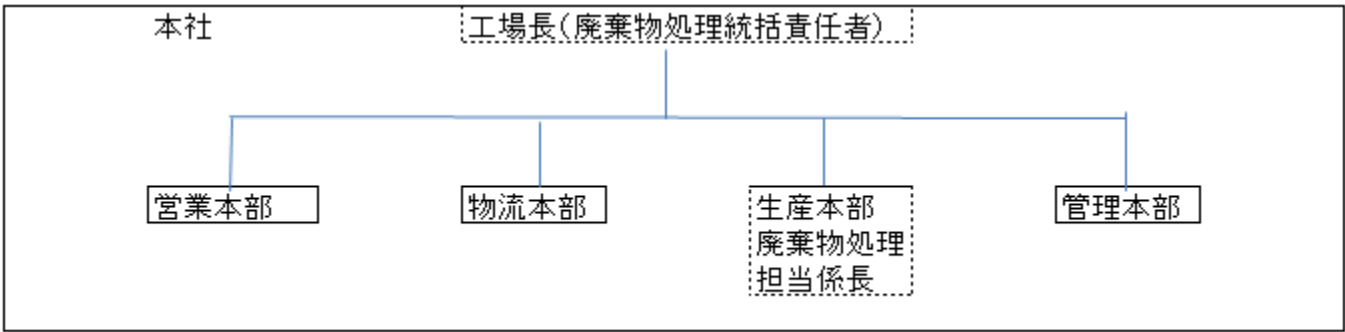


図 1 豆腐製造工程 (NO. 1)

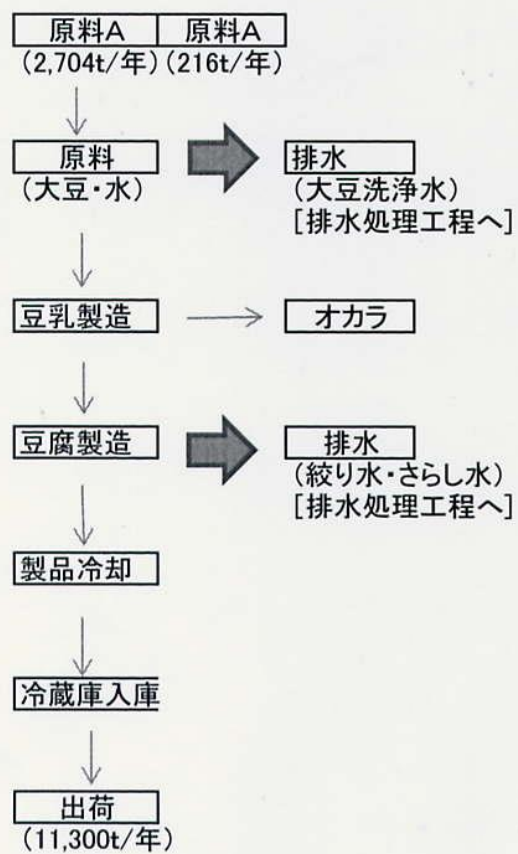
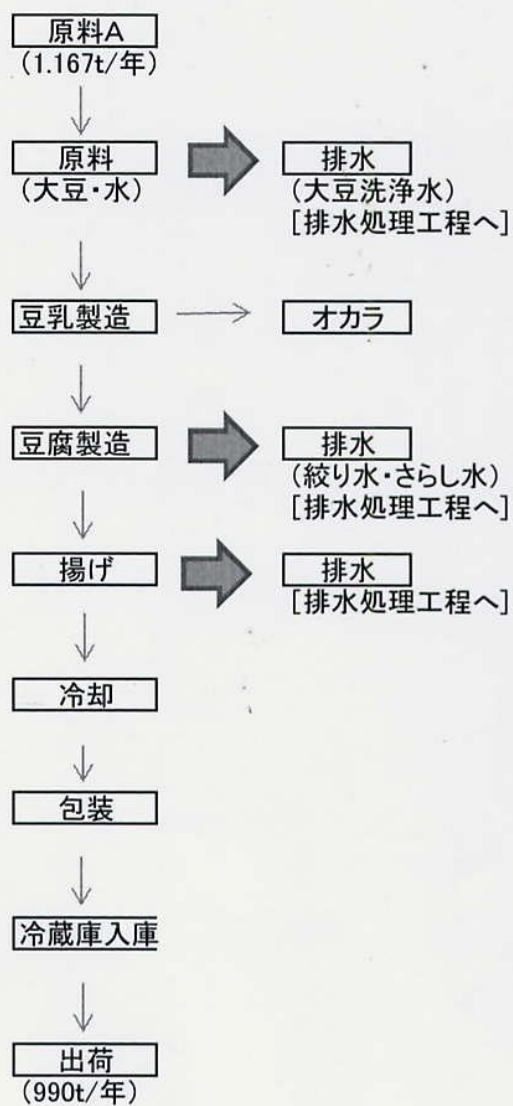
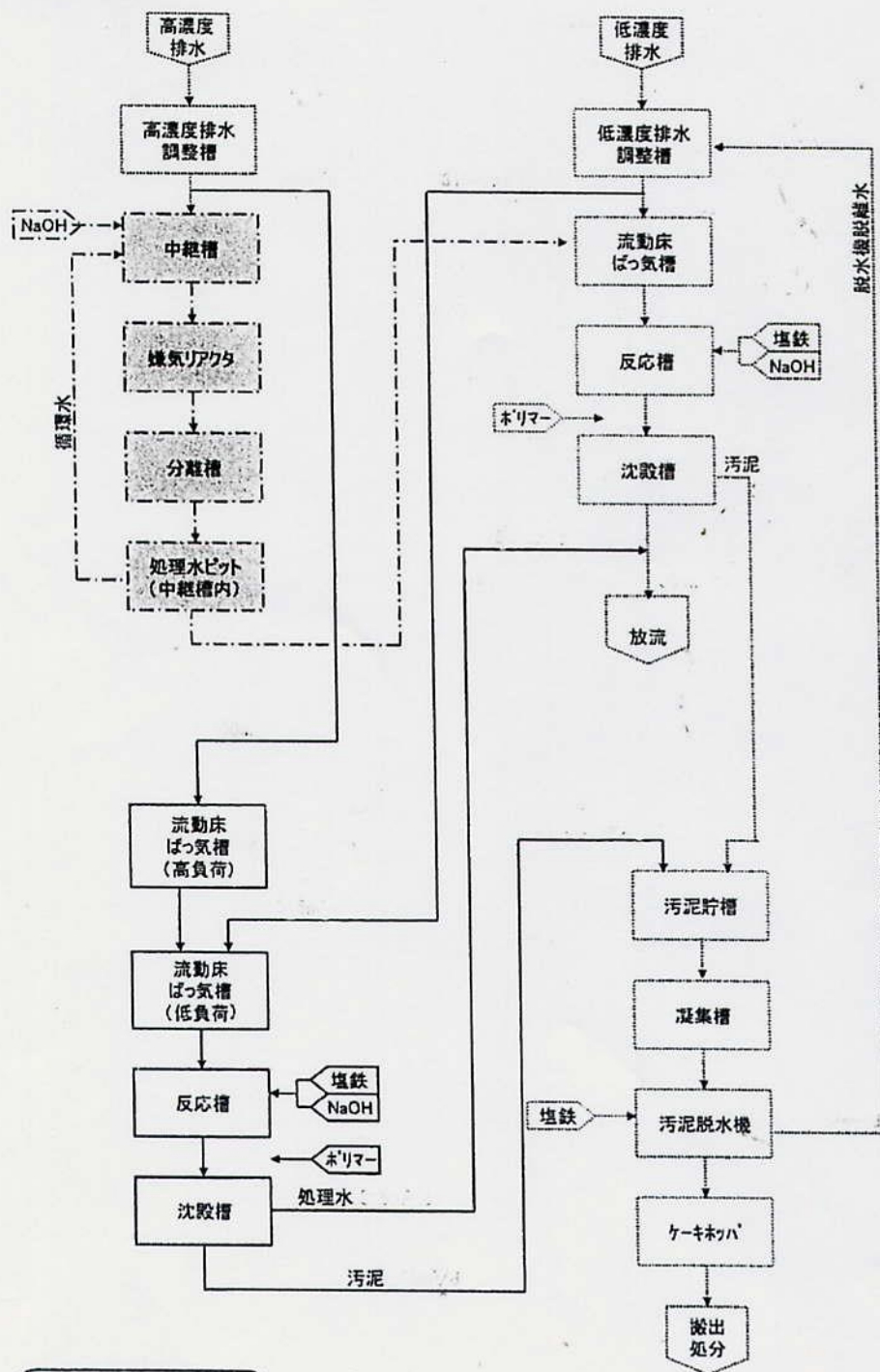


図 2 油揚げ製造工程 (NO. 2)



処理系統図



停止設備

